

ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

ロシアによるウクライナへの侵略は、国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を著しく脅かす暴挙である。

このようなロシアの力による一方的な現状変更は、明らかに国連憲章の重大な違反であり、さらに核兵器で国際社会を威嚇することは断じて容認することはできない。

砂川市では、日本国憲法の平和精神に基づき「全世界の永久平和確立実現に関する宣言」を行っており、ウクライナへの侵略は、そのような市民の願いに反するものである。

国際秩序の根幹を揺るがす今回のロシアによる軍事的暴挙に対して抗議と非難の意を表明し、ロシアに対して即時に攻撃停止と完全撤退及び平和的解決を強く求める。

また、政府においては、ウクライナに在住する邦人の安全確保とウクライナに対する人道支援に全力を尽くすとともに、国際社会との緊密な連携のもと迅速な対応を行い、ウクライナの平和を取り戻すことを強く要望する。

以上、決議する。

令和4年3月7日

北海道砂川市議会